

郵政民営化委員会（第81回）議事録

- 1 日時：平成24年8月29日（水）10：00～11：40
- 2 場所：郵政民営化委員会室（永田町合同庁舎3階）
- 3 委員：西室委員長、米澤委員長代理、老川委員、清原委員、三村委員
- 4 議事：意見聴取
 - (1) 一般社団法人 全国信用組合中央協会
 - (2) 一般社団法人 全国信用金庫協会
 - (3) 農林中央金庫
 - (4) 一般社団法人 第二地方銀行協会
 - (5) 一般社団法人 全国地方銀行協会
 - (6) 公益社団法人 全国消費生活相談員協会

○西室委員長

それでは、出席御予定の方はそろいましたので、ただいまから第81回「郵政民営化委員会」を開催させていただきます。

委員5名の中で、現状で4名出席でございますから、定足数は満たしているということでございます。あとお一人、清原委員だけは、後からお見えになるということでございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進行させていただきたいと思っております。

本日のヒアリングは、御承知のとおり前回8月6日の委員会で取りまとめいたしました、「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見（案）」につきまして、今後の調査審議の参考とするために開催するということでございます。

本日、御意見をお伺いする金融機関及び利用者の関係団体としましては、全部で6つをお願いしております。一般社団法人全国信用組合中央協会、一般社団法人全国信用金庫協会、農林中央金庫、一般社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人全国地方銀行協会、6つ目が公益社団法人全国消費生活相談員協会、それぞれから御出席を頂戴いたしております。

それから、おととい、27日月曜日が所見（案）に対するパブリックコメントの提出期限でございましたので、事務局から提出状況等、簡単に説明をよろしく申し上げます。

○南事務局次長

事務局次長の南でございます。

今般、所見（案）への意見募集を平成24年8月7日から8月27日まで3週

間行ったところでございますが、その結果、個人の方から 20 件、団体の方から 19 件、計 39 件の御意見を頂戴したところでございます。内容につきましては、現在取りまとめ中でございます。よろしくお願い申し上げます。

○西室委員長

どうもありがとうございました。

事務局から説明がございましたけれども、意見に対する委員会の考え方につきましては、後日委員会でお示しすることになると思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日のヒアリングの進め方でございますけれども、初めに全国信用組合中央協会、2 番目に全国信用金庫協会、3 番目に農林中央金庫、その 3 団体から御意見を頂戴した後で、まとめて質疑応答を 30 分程度行うことにさせていただきたいと思います。意見陳述の時間でございますけれども、大変恐縮ですが、各団体 5 分以内でお願いできればと思っております。

それでは、議事次第の順番に基づきまして、各団体からの御意見をお伺いしたいと思います。まず全国信用組合中央協会から御意見をよろしくお願いいたします。

○倉澤専務理事

一般社団法人全国信用組合中央協会の倉澤でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、このような機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

時間も限られておるようでございますので、早速説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、資料は事務局の方で製本されております 81-2-1、これは先般 27 日に当協会として出しました意見書でございます。

その後に 81-2-2 ということで、せつかくの機会でございます、信用組合の現況等をぜひ御理解いただきたいということで、その概況等に関する資料を配付してございます。時間の制約もあるようでございますので、そちらの方の説明は省略をさせていただきまして、後ほど御高覧いただければと思っております。

本日は、意見書をベースに御説明をさせていただきたいと思っております。まず、基本的考え方についてでございます。

そこにございますように、信用組合業界におきましては、かねてより郵政改革につきましては、実質的に政府の関与が続くゆうちょ銀行との間では、公正な競争条件が確保されず、民業圧迫につながるおそれがあることから、預入限度額の引き上げや貸出業務への進出等の業務範囲の拡大は断じて容認できるものではなく、ゆうちょ銀行は民業の補完に徹するべきであると一貫して主張し

てまいりました。

今般の郵政民営化委員会の所見案におきましては、ゆうちょ銀行に政府の関与が残る中、新規業務の調査審議開始に向けた考え方が示されておりますけれども、業界といたしましては、地域金融ひいては地域経済に大きな影響を及ぼしかねない内容になっているのではないかと強く懸念をいたすところでございます。

以下3点につきまして、具体的に御説明いたします。

まず、公正な競争条件の確保についての意見、要望でございます。

所見案では、「民営化の実施後も「暗黙の政府保証」が残存するという認識は、預金者・加入者等の誤解に基づくものである。」「こうした誤解をも払拭していくことが不可欠である。」こうされておりますけれども、ゆうちょ銀行に政府の間接的な出資が残る間は「暗黙の政府保証」が残存し、民間金融機関との公正な競争条件が確保できるとは思えません。ゆうちょ銀行による新規業務への参入は民業圧迫につながり、地域・業域・職域を基盤とする信用組合、ひいては地域経済に大きな混乱を及ぼすのではないかと非常に懸念をしております。

したがいまして、日本郵政がゆうちょ銀行を完全民営化する、すなわち株式処分でございますが、その具体的な計画を早期に公表していただくことが、この所見案の最初にも記されておりますように、「郵政民営化と所見の意義」に書かれておりますけれども、民間金融機関にとっての予見可能性を与え、透明性を高めるという意味におきまして、また、国会において決議されております、日本郵政株式会社が金融2社の株式処分に向けた具体的な説明責任を果たすこととなるよう努めること、こういった附帯決議の趣旨にもかなうということで、この点が極めて重要であると考えております。

2点目でございますが、所見案では、ゆうちょ銀行のバランスシートの規模について、「民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新により自ずと決まる」とされております。

しかしながら、諸外国に例を見ないゆうちょ銀行の巨大な規模は、官業として拡大してきたものでございまして、定額貯金による調達と国債による運用に偏ることに伴う大きな金利リスク等を抱えているなど金融市場に大きな影響を与えることが懸念されます。

したがいまして、郵政民営化委員会の金融システム、特に地域金融への影響を十分に御検証いただき、そのあるべき姿、ゆうちょ銀行に実質的な政府出資が残る間は、その業務、サービスにおいて、民業の補完に徹するという前提のもとでの具体的方策を提示していただく必要があるのではないかと考えます。

最後に3点目でございますが、地域金融安定への配慮という点でございます。

信用組合は、地域・業域・職域における中小零細事業者や生活者の「相互扶助」を理念として、近年は事業再生や生活者支援等を重要課題として地縁、人縁による地域密着型金融に取り組んでおります。

仮に、公正な競争条件が確保されないまま巨大な資本と資金力を持ち、かつ、膨大な地域の個人情報保有するゆうちょ銀行が資金の運用先を求め、業容拡大に走るということになりますれば、到底地域における共存関係は成り立たないと考えます。後ろの資料にもつけてございますけれども、相対的に小規模の経営実態にある信用組合にとっては、その収益を大きく圧迫され、まさに経営上の死活問題であるという認識を持っておるわけでございます。

ゆうちょ銀行の新規業務への進出を含めまして、業務範囲の拡大、とりわけ地域の中小零細事業者や生活者等に対します住宅ローンを含めました貸出業務につきましても、信用組合が地域とともに育み築き上げてきた中小零細事業者や生活者との関係性までも侵食し、地域金融ひいては地域経済等に大きな混乱を招くおそれがあると考えます。

したがって、郵政民営化法第2条におきまして、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮」するということが明記されておるわけですが、地域金融・地域経済に与える影響について配慮するというにつきましても、委員の皆さんの共通の認識として確認するといった意味合いも含めまして、ぜひ所見に盛り込んでいただきたいと思っております。

特に、地域において一旦混乱が生じますと、もとに戻すには相当な労力、時間がかかります。その結果として一番被害をこうむるのは、そういった地域の中小零細事業者、生活者であります。今後の委員会の運用を進めるに当たりましても、地域金融・地域経済に悪影響をもたらすことのないように、ぜひ特段の御配慮をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○西室委員長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして全国信用金庫協会からよろしく願いいたします。

○小此木専務理事

資料は、先ほどの信用組合に続きます81-3-1と81-3-2でございます。内容的には同じものでございまして、横長の81-3-2を中心に説明をさせていただきます。内容としては全く同じでございます。

その前に、一言で結論を言います。我々の業界から見ますと、今回の法改正、所見（案）によりまして、ゆうちょ銀行が官業のまま規模の拡大、業務の多角化を目指すという最悪の選択に近づいていることを非常に憂慮しております。それが結論でございます。

それでは、所見（案）に対する基本認識のところから、横長のもので御説明

申し上げます。

最初は、所見（案）に対する基本認識でございますが、ここは信組とそれほど変わりません。郵政民営化に当たっては、三つほど挙げております。

肥大化した規模の縮小を図り、公正な競争条件を確保するとともに、地域経済の再生・活性化とそのための地域金融の安定維持に十分配慮して進めることが、改革の本旨に照らして重要であるということでございます。

改革の本旨ということは、基本理念が民営化法の第2条に書かれておりまして、対等な競争条件の確保、国民経済の健全な発展ということが書かれておりますので、それを指しております。

その下にございますように、完全民営化に向けた道筋が示され、その実行が担保されない限り、民業の補完に徹すべきである。前回の所見が出たころは、2017年9月末までに全株を処分ということでございましたが、今回はそこが明示されておりません。今回は努力義務のような形で、時期が不透明であるということが違うところだと思っております。

それから、下の方に書かれておりますが、これにつきましては省略をさせていただきます。

2ページ、所見（案）に対する私どもの主張ということで、4点ほど書いてございます。まず第1点は、「肥大化した規模の縮小」ということでございます。以下、その4点につきまして説明をさせていただきます。

「肥大化した規模の縮小」ということは、現在のゆうちょ銀行の規模は、官業ゆえの特典に支えられ、市場のらち外で肥大化したものである。ここまで特典がなければ肥大化することはなかったという認識でございます。したがって、今回、民間市場への円滑な統合ということもうたわれておりますので、そういうことを考えますと、巨大なゆうちょ銀行を適正規模まで縮小させることが不可欠であると考えております。したがって、民営化委員会の方では、それを監視していただきたいということでございます。

2点目は「適正な競争条件の確保」ということでございます。ここも先ほどお話ししましたように、株式の処分の方針ということはおたわれておりますが、それはスケジュール化されておらないということで、今回そこが非常に困る点である。実行も、どのように実行されるかが不透明であるということです。したがって、一番下でございますように、株式の処分等が実行されるまでは新規業務を認可すべきではない。株式処分の時期と同時期に認可をするということが望ましいのではないかと考えております。

3点目は3ページでございますが、「業務の特性に応じた調査審議の準則の見直し」。この準則につきましては、前回の18年12月の所見にも書かれておりまして、今回それを引き継ぐような形で書かれておりますが、前回は先ほど

お話ししましたように完全民営化の時期が明示されておりましたので、そういった準則に意味があった。しかし、今回はそれがございませんので前提条件が変わった。したがって、その延長線上で考えるのはいかがかと思うということでございます。

4点目は、「地域金融の安定への配慮（貸出業務への進出は認められない）」ということでございます。ここでは中小企業金融、住宅ローンにつきまして触れてございます。特に住宅ローンにつきましては、三つ目のバーにございますように、ニッチとなる住宅ローン市場は極めて限定的と考えられます。積極的に他行が取り扱ってこなかった顧客層と言っておりますが、これは後ほど資料でも見ますけれども、そういうところはほとんどないのではないかと考えております。したがって、一番下でございますように、ゆうちょ銀行に個人のリテール分野に対する貸出業務の取り扱いを認めることは、地域金融安定のために非常に憂慮されるということでございます。

以下、4ページ以降は業界の簡単な資料でございますので、ごく簡単に御説明いたしますと、現在、信用金庫の数は271となっておりますが、これは最近の20年間、平成3年度と23年度で比較いたしますと、451金庫から271金庫に、40%減少しております。当期利益はどうだったかということと比較いたしますと、この20年間で50%減少しております。したがって、いかに業界で合併等を進めてきたか、それでも収益環境は非常に厳しいということを物語っていると思っております。

5ページでございますが、我々の取引先層としては10人以下のところ。

6ページは貸出シェア、預貸率についてでございます。

7ページ、住宅ローンの新規貸出額等の状況。これは住宅市場というものがどういう状況にあるかということで見ますと、非常に縮小してきておることでございます。したがって、ゆうちょ銀行が新たに参入するということは、さらなる過当競争を惹起することになるということでございます。

8ページ以降が、先ほどお話ししました住宅ローンのニッチの部分でございます。我々と銀行を比較しますと、貸出の中に占める住宅ローンの割合はほとんど一緒でございます。個人向けが28.5%と同じような数字でございます。住宅資金もその中の8割、9割を占めている。

しかし、特徴がありますのは9ページ以降でございますが、9ページでは年収400万円未満の顧客層、低所得者層のことでございますが、ここに対する貸出も、左側でございますように、我々としては25%近い先が、年収が400万円未満であるということでございます。

それから、次の10ページも同じようなことでシニア層でございますが、50歳代以上の顧客層も32%を占めております。これらは、しんきん保証基金とい

う業界でつくっている保証会社のデータでございます。したがいまして、業界の貸出、住宅ローンを全部正確に反映しているかといいますと、若干偏りがあるかもしれませんが、ほぼこういった状況。そうしますと、先ほどお話ししましたように、住宅ローンで他の金融機関が積極的に取り扱ってこなかったというのは成り立たない。我々はその部分に一生懸命やってきている。そしてその部分は、非常に小さな市場であることを理解していただきたいということでございます。

以上でございます。

○西室委員長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして農林中央金庫の方から御意見をよろしくお願いいたします。

○高橋専務理事

農林中央金庫の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

私どもの方は、資料が81-4-1と、次にA4横で81-4-2というものを提出させていただいておりますが、内容はほとんど一緒でございますので、主に81-4-2の活字の大きな「ご説明資料」というもので御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきますと、基本的な今回の所見に対する考え方について文字で述べさせていただいておりますけれども、恐縮ですが、もう一枚おめくりいただきまして、我々の農林中央金庫の拠って立つ組織の仕組みだけ、ちょっと一べつしていただけるとありがたいと思うんですが、基本的に組合員は、農業者と漁業者、林業者で構成されておまして、その上部団体としてJA農協なり漁協なり、そのうち信用事業のところを私どもが取りまとめて行っておるということでございます。

お戻りいただきまして、今回の所見（案）のところでございますが、るるここに書いてあるとおりでございますし、先ほど信組、信金の方で申し述べていただいたものと重複しますので簡単に御説明させていただきますが、所見（案）の二つ目のところでございますが、基本的に今回の見直しの契機になりました、金融のユニバーサルサービスの義務付けでありますとか、あるいは日本郵政の株式の復興財源化として生かすというところ、特に我々農漁協につきましても今回の震災で大変な被害を受けまして、その復興の財源にという部分については一部共感する部分もございますが、今回、完全民営化のスケジュールのところはやや不透明になったということでもありますので、そうなりますと、民営化までの間は基本的に公正な競争条件を確保していただいて、仕事をさせていただきたいというのが趣旨でございます。

それを前提としまして二つ述べさせていただきますが、一つは「公正な競争条件の確保について」ということと、下のところにあります「規模の縮小について」ということでございます。

公正な競争条件のところは、基本的には所見のところ「政府保証に対する誤解は払拭されつつある」と記述されてございますが、今現在、間接的に政府出資がある以上は、「暗黙の政府保証」というのはあるんだということで、我々は仕事をせざるを得ないと思っております。

その上で、基本的に新しい仕事の認可のところにつきましては、繰り返しになりますが、今までは期限があつて、このときまでは完全民営化します、それを前提に幾つかの新規業務をとということでありましたが、今回はスケジュールが不透明になったところで新しい業務の認可をとということでありましたら、前提となる部分が相当変わってきておりますので、かなり慎重な検討が必要だろうと考えております。

それから、2ページのところでありますが、特に貸出業務のところは、繰り返しになりますけれども、我々自身は地域の中でも、いわゆる完全競争状態にあると思っておりますので、新たな参入による利益というのが恐らくないのではないかと考えておりますし、その上に入るとということになると、かなり混乱を来すだろうと考えております。

特に住宅ローンのところは、旧住宅金融公庫がフラット35ということで、直接融資するのではなくて、保証あるいは買取なりで民間の補完をするという形に整えてきた中で、さらにここで政府出資が残るうちよ銀行が入るとということになりますと、民間経済の活力という部分からもかなり憂慮している状況でございます。

下の「規模の縮小」のところでございますが、所見のところ、基本的にバランスシートというのは縮小一方ではなくて、例えば利用者目線も含めた仕事をしていくと、自ずと決まってくるだろうと書かれておりますが、これも繰り返しになって恐縮ですけれども、政府出資が残っている間は民間の補完に徹すべきであつて、そうなりますと、今のコストを前提として、このぐらいのバランスシートがあるといいのではないかというアプローチではなくて、政府出資が残っている間については、基本的にコストカットを含めて縮小の方向で仕事をすべきではないかというのが考え方でございます。

簡単ですが、御説明は以上であります。

○西室委員長

どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から質問などございましたらよろしく願いいたします。どうぞ。

○老川委員

どうも御説明ありがとうございました。

3団体とも共通しているのは、前の法律では10年以内に完全民営化するという前提があったからこそ、新規業務認可等々も行われたのにもかかわらず、今回その期限がなくなってしまったということで、官業の体制がずっと続くではないかという中で、新規業務をやられてはかなわぬという御趣旨だと思うので、そこら辺のスケジュールを明確にしろとか、シナリオをはっきりさせろ、こういうのはごもっともだと思うんですが、伺いたいことは前回の所見のとき、つまり完全民営化を10年以内にどうのという法律のもとでの所見のときも、民業を圧迫するではないかと同じような御指摘をされているんです。

しかし、その後そういう法律の中で新規業務が認可されてきているわけなんですけど、旧法で新規業務が認可されたことによって、具体的に何か御懸念されているような実害が生じているのかどうか、ここら辺をお尋ねしたいです。

○西室委員長

では、信金協会の方。

○小此木専務理事

前回のときに準則について意見を言ってなかったのは、今は反省しておりますが、完全民営化ということが17年の9月末となっておりますので、やむを得ないのかなということで意見を余り言わなかった。

実害の方ですが、我々のところだと、どうしても住宅ローンの媒介のところになります。それは、スルガ銀行の代理ということで取り扱われているようですけれども、現在そこにそれほど大きな影響があるとは思っておりません。ただ、都市部においては件数がかなり増えているようでして、気にはなるところです。

それよりも、先ほど農中の方がおっしゃったようなフラット35Sが非常に伸びておりますので、むしろそちらの方が気になっておるところでございます。

○老川委員

ありがとうございます。

○西室委員長

恐縮ですけれども、私どもはフラット35について口を出す立場にはないので、どうぞ。

○米澤委員長代理

いろいろ御意見をありがとうございます。

確認をさせていただきたいことが1点と、もう一点は質問なんですけど、確認させていただきたい点はバランスシートの規模のことで、確かに前回の意見書では縮小という言葉が出ていたかと思いますが、今回は特にそういうことでは

くて、ここに色々書かれていますように、「自ずと決まる」という書き方をさせていただいております。私の頭の整理の中では、金融のユニバーサルサービスが日本郵政・日本郵便に課せられたということで、致し方ないのかなというのが私の頭の整理になっているんです。

皆様方のところもそうだと思いますけれども、仮に金融二社のうち銀行とかかんぽ生命保険が力を付けていくのであれば、少し語弊がありますが、どんどん規模を縮小していった方がいいと思います。要するに、利益をより上げていくためには規模縮小の方が私はいいと思いますけれども、あえて今回はそれをとらなくて、ユニバーサルサービスの業務を維持するということをやっていますので、そういう意味で規模縮小ではないと理解していただきたいと思います。これは金融二社の方の都合ではなくて、ユーザーの方の都合、特に地域の預金者の方のニーズを鑑みて、こういうサービスをやってきたので、本当に金融二社だったら規模縮小の方が色々な効率的な面、特にこういう時代ですから合理的・効率的になるかと思えます。ですから、その点を御理解していただく必要があるのかなと思えます。

そうはいつでも、最後に農林中央金庫の方からの御指摘がありますように、だからといって何も努力する必要はないということではありませんねということで、コストをカットするということはおっしゃるとおり、その点があるかと思えます。

ですので、規模を維持するといった場合には、大きくは預金とか保険の対家計に対するサービスのところを維持していくということなので、貸出の方をこれから伸ばしていくとか、貸出はやっていませんけれども、そのところで積極的な展開をするというのは少し違うのかなと思っています。

むしろバランスシートの資産の方の問題に関して、ユニバーサルサービスをつつがなく維持していくためには、今のままだったらどう見ても尻すぼみだと思えます。それを何とか維持していくためには、少しどこかでプラス α を稼ぐところがあるのではないだろうかということで、住宅ローンというのは、我々はまだ正式に話を承っていませんけれども、そういう話もあるのかなということ。多分、その理解が一番必要かなということなので、あくまでも需要者側の、家計の方のニーズに対して応えていくということかと思えます。

2点目はお聞きしたいということなんですが、仮に少し稼ぐところは稼がないと全体として沈没してしまうということは正しいとしますと、今、どうもお二方からか、住宅ローンは我々が目一杯やっているの、新たに想定しているような低所得者とか、そういうところに対する住宅ローンは、もう十二分にやられているんだということの話なんですけれども、それは他の金融機関も含めて同じような認識でよろしいのでしょうか。要するに、今から出ていっても、

そんなにビジネスチャンスはないんだという理解でよろしいのかどうか、もう一度その点を確認させていただきたいと思います。

○西室委員長

それぞれ各組織の御説明がほとんど共通しているものですから、どちらに対する質問というわけにはいかないですけれども、具体的に今、米澤さんから質問がございました第2番目の点は、信金は何かデータがあってそれでカバーしているんだというお話だったんですが、ほかの金融機関はどういうふうにお考えか、できれば信組のお考えをよろしくお願いします。

○倉澤専務理事

私どもは、資料は付けてございませんが、住宅ローンについて見ますと、年収別とか、その辺のデータはそろいませんけれども、例えば年代別で見ますと、信組情報センターという計算センターがあるんですが、そちらの方に加盟している組合は、158組合のうち150組合でございます。ですから、ほとんどカバーしていると御理解いただいていいと思いますが、この7月末時点の年齢階層別のシェアを見ますと、残高ベースのシェアでございますけれども、これは信金より高いと思うんですが、50代以降で38%弱という実態になります。これは残高ベースでございますので、そういうことになります。

それから、住宅ローンはどうかといいますと、まさに今、地域によって大分状況が違いますけれども、相当な金利競争になっていると認識しております。したがって、仮にゆうちょ銀行がそういった住宅ローンの直貸に出てくるということになれば、まさにあれだけの規模でございますので、その辺の金利設定をどうするかという問題だと思うんですが、それは相当な影響があるというふうに我々は非常に懸念をしております。

○西室委員長

ありがとうございます。

ほかに、今の米澤さんからの質問あるいは説明について。どうぞ。

○高橋専務理事

競争は、結構厳しいかなという感じで申し上げたんですけれども、我々にとつての住宅の貸出金利が非常に低下しているのも事実だと思うんですが、それが日本経済のデフレの状態によるのか、それとも本当にお客様に対して金融機関が多いので金利が低下しているのかというのを、厳密にどのぐらいと言うのは非常に難しいとは思いますが、我々の実感としますと、少なくとも数年前の農家に対する貸出の金利の低下の具合でありますとか、あるいは期間の条件とかについては、利用者の方には非常にいい状況になってはいますが、我々自身が組織として持続できるだけの適正利潤をもって貸せるような状況になってくるかということにつきましては、非常に厳しくなっているという実感です。

定性的なことでは恐縮ですが、以上であります。

○西室委員長

ありがとうございます。

どうぞ。

○森川常務理事

信金協会の常務の森川でございます。

米澤先生が、金融のユニバーサルサービスをやるんだから規模を維持するのはやむを得ないんだとおっしゃいましたけれども、我々にとって脅威なのは、やはりメガバンクよりはるかに大きな銀行、かつ、信金の店舗網の3倍ぐらい広範・稠密な店舗網を持ってらっしゃる銀行が既において、それが規模を維持したままでいだろうと言われると、我々は協同組織金融機関で株式会社ではございませんので、ある程度の公益性を持って貸出をやっていると思っておりますけれども、そういう中で、これも公益的とおっしゃるのかどうか知りませんが、地域でやっていくんだとおっしゃいますと大変な脅威になるということではございまして、特に貸出ということになりますと、まさに我々が今までやってきた地域密着型金融、リレーションシップバンキングというものに真っ向から対立するものになってくるわけです。

我々は、先ほど専務から申し上げましたように、中小企業金融を中心にやってきましたけれども、どんどん資金需要が落ち込んでおりまして、本当に預貸率が5割を切るか切らないかぐらいになっております。これは別に貸し渋りをしているわけではなくて、資金需要がなくなったんで、どうあがいてもそれしかないということでありまして、その中で中小企業向けの金融だけでなく、住宅ローンにもできるところはどんどんやっていこうということではやっている。

そこに前回ですか、前々回でしたか、こちらのヒアリングだったと思いますけれども、JPが出された資料を見ますと、住宅ローンのニッチなどところに出るんだというお話でございますので、それは小規模な信金とか信組とか、まさにそういったところとバッティングするところに出てこられるということだろうと思いますので、ビジネスチャンスがあるかないかは、金利をどれだけ下げられるかによって決まるわけですが、それは175兆からの資金を持った金融機関の方が、1金庫当たり4,500億円ぐらいの預金量しか持っていない信金よりは、はるかに低い金利で出す能力があるだろうということを考えますと、これも大変な脅威ということになるかと思えます。

○西室委員長

ありがとうございます。

それでは、三村さん。

○三村委員

先ほど農林中金さんの方で、現状のコストを前提としたという御指摘があったんですけども、基本的な考え方としては、現状のコストを容認したということではなくて、やはりコスト削減とか合理化をしていながら、ビジネスモデルの適正化を求めるということでありますので、それを前提として、今の規模でいいという議論は私の考えの中にはございませんし、恐らく委員会の中にもないと思います。

それから、1つ今日のお話の中で地域密着型金融という言葉が大変印象的で、例えば農林中金とか信用金庫あるいは信用組合、皆さんそうだと思うんですけども、最初の全国信用組合中央協会の2ページ目のところで、地域密着型金融に取り組んでいच्छゃると書いていच्छゃる。それは良く理解できます。

その下に、「膨大な地域の個人情報保有するゆうちょ銀行が資金の運用先を求め」となっているんですけども、恐らくおやりになっているビジネスの関係からしますと、相当に地域に深くお入りになっていて、その地域の、例えば事業者の経営状況とか経済状況とか、非常に良くお分かりになっているプロの専門家もいच्छゃるはずですので、その過程の中で作り上げていくということがありますので、確かにある状況からすると、膨大な個人情報で業容の拡大に走ればという言い方は、可能性かもしれませんが、もともとビジネスの考え方が違うということからしますと、現在おやりになっているものがそう簡単に壊れるのか。ただ、先ほど金利の競争ですとおっしゃっていただきましたので、それが崩されることは困るんだということは分かりますが、それでも長年作られた信用とか長年積み重ねてきていच्छゃるものが、そう簡単に壊れるのかと思ってしまう。いかがなんでしょうか。

○西室委員長

では、信金の方から。

○倉澤専務理事

もちろん、我々は組合員組織の金融機関でございます。かつ、これは信用組合それぞれによって多少違うわけなんですけども、極論すれば極めて狭域、高密度の営業をしているという組合も多数ございます。かつ、その周りには、ゆうちょ銀行も当然ございます。

そういう中で、色々な情報をお持ちになっているんですけども、今、先生がおっしゃられるように、仮に住宅ローンなら住宅ローンでいいんですけども、住宅ローンに直貸するんだということを出てきますと、先ほど申しましたように、どういう金利設定で来るか、どういう条件で来るか、そこが一番のポイントかと思っておりますけども、先程もお話にありましたように、やはり我々のところはこの資料にもありますように、全体的に極めて小規模です。信用組合

そのものが小規模であり、かつ、取引している組合員の方々も非常に小規模、または地元の生活者というところがございますので、そこに対して、ゆうちょ銀行としての本部の方針としてそういうものが打ち出されるとするならば、全国あまねくそういう形で皆さんがやり出すということになれば、特に私ども、狭域の中でやっているところの影響というのは非常に計り知れない、そういう危機感を述べております。

そういう意味で、非常に脅威な存在になるということでございます。

○小此木専務理事

信用金庫の方と話しますと、業界の中で小零細企業のところにゆうちょ銀行が出てくることは、多分考えられないだろう、そういうノウハウはないだろう。それから、我々もそこで地域密着型金融を築いているので、はっきり言いましてそれほど心配してない点がございます。

ただ、住宅ローンになってきますとかなり定型的なもので、先程のお話にありますように、ちょっと付け加えますと、今、ほとんど肩代わりなんです。今、住宅ローンを取ると10件のうち7件は肩代わり、7割ぐらいを肩代わりで取っているんです。いろいろな金利を提示したりしている。しかし、住宅ローンもすぐにデフォルトになる可能性は低いんで、長期的に見ると心配なんですけれども、肩代わりがほとんどですので、その肩代わりをゆうちょ銀行がやってくるとかなり恐いなという気持ちは持っております。

○西室委員長

老川さん、どうぞ。

○老川委員

もう一点、実情を伺いたいんです。信用金庫の4ページの信用金庫数が、この20年ぐらいの間に約4割ぐらい減っているという実態です。これは、一般的にどんどん地域が過疎化したり人口が減ったり、そういうことでニーズがそれだけ減ってきているということなのかなと思うんですが、そこらの実状あるいはコストカット、コストパフォーマンスが非常に悪いということで、整理・統合されているんだらうと思うんだけど、そこら辺の事情と、それに伴って地域の方々の御不便というのが実際にかかなりあるのかどうか、その辺をお尋ねしたいです。

○小此木専務理事

先ほど平成3年と23年を比較して、信用金庫の数が451から271に減少したというお話をしました。これは、やはり相当合併圧力が強かった。理由は色々あると思いますが、今、おっしゃったように、一つには地方が過疎化していたりして資金ニーズがないとか、営業として成り立たないということもございます。

もう一つは、信用金庫同士で合併してきておりまして、我々の業界は株式会社の銀行との合併はほとんどしていませんので、信用金庫同士で合併してきて、信用金庫同士で合併したときに一番気を付けていますのは、店舗を簡単に縮小すると、今まであったところが不便になってしまいますので、それは極力避けて合併してきております。

したがって、地域が過疎化するというのが、信用金庫の合併のために過疎化するということはないのではないかと考えています。過疎化しているから合併していることはあっても、信用金庫が、自分の地域だったところを合併によって営業店をなくしていく、減らしていくということは少ないのではないかと考えております。

○老川委員

店舗は残っているわけですか。

○小此木専務理事

残っている場合がほとんどです。全体の店舗数も減ってはいるんですが、金庫数の減少の4割ほど店舗数は減っておりませんで、1割とか2割で店舗数が減っているので、そこは随分配慮しているところだと思います。

○西室委員長

他に米澤さん、何かございますか。

○米澤委員長代理

これは質問ではなくて、また御確認のために述べたいと思いますけれども、住宅ローンの事情は何となく分かりました。そう簡単に参入して、利益が得られるようなものではないなという感じは何となくしていますが、そうはいつでも金利設定次第だという話も聞いて、ダンピングすればそこで伸ばせるのかもしれないませんが、比較的后から来て伸ばしていった銀行も知っていますけれども、その内容を見てみますと、店舗を持たない、全部ネットで調達しているということで、その場合には非常に経費も安いので金利を安くすることができるかと思いますが、御存じのようにゆうちょ銀行の場合にはその逆になりますので、コスト面で金利を安く設定できるという優位性は、私はほとんどないと理解しています。

規模が大きいんだからと言いますけれども、規模が大きいがゆえにそれほど規模の経済効果メリットはないので、そのところでマーケットを荒らしてまで入っていくというのは、かえって体力を削いでしまうのではないかと考えていますので、そういう可能性はないのではないかと考えております。

以上、付け加えさせていただきたいと思います。

○西室委員長

御承知のとおり、まだゆうちょ銀行の方から具体的な御提案をいただいてな

い状態でございますので、私どもはその代わりになって代弁する立場にはございませんから、今日の目的は、できる限り実状・御心配、そういうものを聞かせていただいて、これから先の私どもの判断の参考にさせていただきたいということでございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

本日、色々御説明いただきましたが、大ざっぱなお話は割に分かるんですけども、具体的にマーケットの大きさについての判断をどういうふうにするのかとか、その中で大体どのぐらいの部分をカバーしているのかとか、そして実際に、具体的に現在のお客様がどういうサイズだというのは分かりますけれども、そうでなくてポテンシャルにカバーし切れていない分がもしもあるとすれば、それはどういうところか。これから先、私どもとしては、また色々お知恵を貸していただかなければいけない部分が出てくると思いますので、今後ともひとつ御協力のほどよろしくお願いいたしたいと思っております。

あと何か御出席の方から最後に一言言いたいことがございましたら、どうぞ御発言いただければと思います。

よろしゅうございますか。それでは、どうも御協力いただきまして大変ありがとうございます。これから先、できる限り円滑に、そしてきちんと目配りがきくような判断をさせていただきたいと思っておりますが、そのためにも、これから先も色々な内情あるいは現実を教えていただかなければいけないと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いしたいと思っております。どうもありがとうございました。

(説明者交代)

○西室委員長

では、今から一般社団法人第二地方銀行協会と一般社団法人全国地方銀行協会、この二つの団体からの御意見を聞かせていただきたいと思います。それでは、議事次第の順番に基づきまして、まず第二地銀の方からの御意見、よろしく申し上げます。

○中村一般委員長

おはようございます。この時間をいただきまして、ありがとうございます。第二地方銀行協会の一般委員長を務めております、名古屋銀行副頭取の中村でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております A4 横のパワーポイントの資料に基づきまして、郵政民営化委員会の調査審議に関する所見（案）に対する当業界の意見を申し上げたいと存じます。

まず、資料の 2 ページを御覧いただきたいと思います。総論でございますが、当業界では、これまでも国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化が図られるためには、次の 3 点が不可欠であると主張してまいりました。すなわち、1

点目は肥大化したバランスシートの規模の縮小、2点目は公平な競争原理の確保、3点目は内部管理態勢の整備でございます。しかしながら、今回の所見案におきましては、当業界の主張が十分に反映されていない点もあります。したがって、改めてこうした点に関する私どもの考え方を申し上げたいと存じます。

引き続きまして、資料の3ページを御覧いただきたいと思っております。郵便貯金銀行の規模縮小について申し上げます。所見案では、肥大化したバランスシートの規模縮小については指摘されておらず、「自ずから決まる」としているのみでございます。郵便貯金銀行の民間金融システムへの円滑な統合、また、内包する金利リスクの低減という観点からは、バランスシートの規模縮小を図ることが必要であり、そのためには計画的かつ実効性のある措置を講じることが必要であると、私どもは考えております。

次に、資料4ページを御覧ください。所見案では、郵便貯金銀行の貯金残高について、「減少が止まりつつあるものの、大幅な資金流出が続いている」としてありますが、6月末現在の残高は約176兆円でございます。これは、私ども当協会会員行42行でございますが、その預金合計が約59兆でございますので、その3倍の規模をお持ちであるということでございます。したがって、新規業務の調査審議を行う場合には、こうした巨大な郵便貯金銀行が民間の業務分野に参入することになる点を十分に検証すべきであると考えております。

次に、資料5ページを御覧ください。公平な競争条件の確保について申し上げます。所見案では、「暗黙の政府保証」が残存するという認識は、預金者・加入者等の誤解に基づくもの」とされております。しかしながら、私どもは、郵便貯金銀行に政府の間接出資が残る間は、官業とみなさざるを得ず、公平な競争条件は確保されないと考えております。特に金融危機の局面においては、こうした暗黙の政府保証が預金者等の行動に大きな影響を及ぼすおそれがあるというふうに考えております。

次に、資料6ページを御覧ください。内部管理態勢の整備について申し上げます。所見案では、「民間金融機関と同等の態勢を備えるべきことは当然」とされておりますが、私どもも全く同意見でございます。仮に内部管理態勢が不十分なまま新規業務に参入されれば、顧客保護に反することはもとより、金融システムに無用の混乱を招きかねません。したがって、新規業務について認可申請が行われた場合には、郵便貯金銀行の内部管理態勢について政府及び本委員会が十分かつ慎重に検証するとともに、その検証結果を公表し、説明することが必要でございます。

次に、資料7ページを御覧ください。新規業務に関する調査審議の方針について申し上げます。私どもは、郵便貯金銀行に政府の間接出資が残る間は、官

業とみなさざるを得ず、民間が担うべき業務分野への拡大・肥大化は認められるべきではないと考えております。仮に、公平な競争条件が確保されないまま新規業務が認められた場合には、民間金融機関の業務を圧迫し、ひいては地域経済、地域金融に甚大な影響を及ぼすことが懸念されます。

なお、政府の間接出資が残り、公平な競争条件が確保されない以上、新規業務については政府及び本委員会が事前に厳正かつ慎重な審査を行うべきであります。

さらに、資料8ページを御覧ください。所見案では、「他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの等については、調査審議を開始することに支障はない」とされております。しかしながら、郵政民営化法の基本理念を踏まえれば、新規業務については、公平な競争条件の確保、内部管理態勢の整備等の観点から慎重に調査審議すべきでございます。

最後になりますが、郵便貯金銀行に政府の間接出資が残る間は、公平な競争条件が確保されないことから、新規業務については、民間金融機関を圧迫することのないよう政府及び本委員会のチェックが厳格に運用されることを強く要望いたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○西室委員長

どうもありがとうございました。

それでは、続けて地方銀行協会の方、よろしく申し上げます。

○大久保一般委員長

全国地方銀行協会の一般委員長を務めております、千葉銀行の大久保でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様のご貴重なお時間を頂戴いたしまして、意見を述べさせていただく機会を設けていただき、厚く御礼を申し上げます。

私からは、お手元の資料に沿いまして、21日に提出させていただきました地方銀行協会の意見の概要について、御説明をさせていただきたいと思っております。

ページをめくっていただきまして、1ページの方を御覧ください。まず、私どもの基本的な認識について申し上げます。郵政民営化法では、第1条で「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねる」、第2条で「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」とされております。

この趣旨を踏まえまして郵政民営化を進めるためには、かねてより私ども地方銀行業界が主張してまいりました、①経営規模の縮小、②公正な競争条件の確保、③地域との共存、この三つの視点が重要であると考えております。意見

陳述に当たりまして、前半ではこの三つの観点に基づき、所見案に対する意見を申し上げたいと思います。

後半では、その他の新規業務の調査審議における留意点といたしまして、4点ほど申し上げたいと存じます。

2ページ目を御覧ください。まず、1点目の「経営規模について」でございます。資料の下のグラフのとおり、ゆうちょ銀行の規模はメガバンクをしのぎ、地域金融機関と比較にならないほど巨大でございます。このような規模の問題を棚上げにしたまま「民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図る」と所見案に記載されておりますが、こういったことは、民間金融機関との適正な競争関係が担保される保障がないと言わざるを得ません。

また、株式上場に向けまして「投資の対象として評価されるためには日本郵政グループとしての成長可能性を示すことが不可欠」との考え方は、企業価値向上の名の下に安易な規模拡大につながるおそれがあると思います。

さらに、このような経営規模の巨大性は、ゆうちょ銀行自体のリスク管理上も引き続き大きな問題となります。

次の3ページを御覧ください。2点目の「公正な競争条件の確保について」御説明をいたします。資料の左下に記載しておりますが、巨大な経営規模を持つゆうちょ銀行は、経営破綻をさせることが困難と見られる存在でございます。また、国民が暗黙の政府保証があると認識するのは当然のことでございます。また、郵政民営化法の改正によりまして、金融2社の株式処分の具体的な期限が撤廃されたことによりまして、ゆうちょ銀行には暗黙の政府保証があるという認識が長期的に残存する可能性が高まりました。このような状況では、公正な競争条件が確保されているとは言えず、新規業務を安易に認めるべきではありません。

また、リテール金融分野におきまして、民間金融機関は激しく競争しております。一例として申し上げますと、住宅ローンですが、右下に記載のとおり新設住宅着工戸数が長期的に減少傾向になる中で、住宅ローンの新規貸付額も減少基調が続いております。また、ここ数年は住宅金融支援機構がシェアを伸ばしており、競争は激化しております。

このように競争の激しいリテール金融分野に、公正な競争条件が確保されないうちゆうちょ銀行が参入してくれば、民業圧迫の深刻化によって地域金融機関の経営基盤が弱体化し、地域の円滑な資金供給に支障を来し、ひいては地域経済に重大な影響を及ぼしかねないと懸念しております。

4ページ目を御覧ください。3点目の「地域との共存について」です。今回の所見（案）では、資料のとおり地域金融・経済への貢献のあり方に関する記述が削除されました。中小企業との長年の積み重ねに基づくリレーションへの

影響に留意すべきといった、重要な視点が削除されたことは大変遺憾でございます。

以上の三つの視点に加えまして、次に新規業務の調査審議における留意点として4点を申し上げたいと思います。5ページの方を御覧ください。

まず、1点目の「株式上場と新規業務について」ですが、日本郵政の株式の売却資金を震災復興財源に充てるとされたことと、ゆうちょ銀行の新規業務の調査審議とは関連付けて議論されるべきではありません。そして、必ずしも早期に新規業務を認めなければならない、ということにもならないと考えております。

また、金融機関との提携の実績があることをもって、ゆうちょ銀行本体でその業務を実施する態勢が十分に整っているとまでは言えません。調査審議においては、銀行本体で業務を取り扱い得る態勢となっているか等について、改めて慎重な検証が求められると思います。

次に、2点目の金融2社の健全性の確保でございますが、銀行法では、銀行持株会社グループに対し、銀行の業務の健全、適切な運営の確保が求められ、その観点から監督指針等において事業会社からの事業リスクの遮断、利益相反の管理態勢の整備ということが強く求められています。

そのような中で、所見（案）では、金融事業の収益を、郵便事業を含む郵政事業全体のユニバーサルサービス提供のコストに充てることを想定した記載が見受けられております。しかし、このようなことが行われますと、郵便貯金事業に他の事業のリスクが波及し、貯金者の利益が侵害され、また、我が国の金融システムの健全性に影響が及びかねません。

ユニバーサルサービスのコストが金融2社の経営の健全性に悪影響を与えないための措置を講じる必要があります。

最後、6ページを御覧ください。3点目でございますが、金融2社のコンプライアンス態勢や両者に対する検査監督が民間金融機関と同等のものになっているか十分に検証する必要があります。

そして、4点目でございます。日本郵政から金融2社の株式の全部処分に向けた方針が早期に示されることを期待しております。その上で、郵政民営化委員会における新規業務に関する調査審議は、その方針が明確化された後に、これを踏まえて行うべきであると考えております。

以上をもちまして、私ども地銀協の意見に関する説明を終わらせていただきます。所見のお取りまとめに当たりましては、今、申し上げました意見を十分に御勘案いただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○西室委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの二団体からの御意見について、委員の皆様の方から御質問・御意見がございましたらお願いをしたいと思えます。どちらに対するものと分けるのも難しいですから、どの団体ということは特に限りませんけれども、ひとつよろしく願いいたします。

では、老川さん。

○老川委員

御説明ありがとうございました。

両協会とも御指摘されて共通していることの一つは、内部管理あるいは内部監査態勢をしっかりさせろということがございまして、これは我々も全く当然のことだと思っておりますし、それぞれ金融機関に対する影響だけではなくて、国民生活全体にとっても、これだけ大きな規模の組織が内部的にいい加減だったら大変なことになりますから、そういう意味では所見についても特にそのところを指摘しているわけなんですけど、ここで両協会がそれぞれ内部管理あるいは内部監査態勢の整備ということを強調されている理由と申しますか、金融機関にとって、第二地銀あるいは地銀にとって、この点が殊さら大事だと指摘されている理由というのは何かございますでしょうか。

○西室委員長

どうぞ。

○大久保一般委員長

それでは、まずは私の方から答えさせていただきます。

内部管理態勢・監査態勢につきましては、もう御存じのとおり金融を取り巻くといいますか、金融事犯といいますか、昨今はもろもろの犯罪等も非常に増えてきておりまして、利用者の皆様の利便性と同時に、私どもは利用者の保護ということが極めて重要なポイントとして考えているところでございまして、この内部管理・内部監査態勢は、特にここ10年ぐらいのところで、私ども銀行界としても相当力を入れてといいますか、ある意味で行内態勢、人材面でも相当程度の負荷をかけてきているところで、重いと言ったら怒られてしまうんですけども、非常に負荷をかけて頑張ってきているところでございます。そのところをよくよくしっかり見ていただかないと、恐らく単純な比較で、かつてこうだったからいいということではないですし、もし新しい業務をやるのであれば、そこについても相当程度、今までとは違う負荷がかかっていることを御理解いただきたいという趣旨で、私どもとしてはあえて書かせていただいたところでございます。

○老川委員

分かりました。それに関連して伺いたいことは、確かにいろいろな金融犯罪、

特に組織的な問題とかになれば新聞で話題にもなったりしていますが、個人で使い込んでしまったとか、こういうケースもあるのではないかと思うんですけども、そういう場合、それぞれの地銀なり第二地銀では対外的に公表されていますか。あるいは警察にきちんと通報して、刑事処分をきちんと処理されていますでしょうか。

○大久保一般委員長

それは軽微なものを含めて必ず全部やっておりますし、それをなくすための努力というのも相当程度やって、これは個別行でいろいろな取り組みがあるので何とも申し上げられませんが、私どもであれば全職員を年1回必ず集めさせて、なぜそういったことをやってはいけないかみたいな基本的なことを、上から下まで全員を集めて研修をさせるということもやっておりますし、そういう意味では非常に負荷をかけてやっております。

○中村一般委員長

1点補足させていただきますけれども、いわゆる不正といいますが、お金の使い込みというのは、お金と一緒に仕事をしているので、どうしても一定程度発生するリスクはあります。

今、銀行では、そういう不正があった場合は必ず監督官庁に報告する義務がございます。それは法律で決められている、いわゆる銀行法上の規定でございます。あと、それはないということで、今、全国地銀の方が言われましたように、ない形を理想とした形で、かなりのコストと意識をかけて態勢を固めているということでございます。

それと、内部管理態勢で1点、別の観点で申し上げますと、お金を使い込むという表面的な不正と、特に住宅ローンとか保険とかいうものは、最近では保険法とか行政法、いわゆる説明責任とか資格とか、そういうものが必ず求められる業務になってきておりますので、そういう意味での態勢は近時の金融界に求める、ある意味では最大のキーワードだと思っています。

○老川委員

ありがとうございました。

○西室委員長

どうぞ。

○米澤委員長代理

先ほど出していただきました資料の基本認識のところ、郵政民営化法の第1条から第2条がございしますが、その「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」ということまでが書かれていることを御指摘いただきまして、我々はまさにその点が非常に重要だと思っております。

この点から、皆様方の民間の金融機関に関してお聞きしたいんですけども、

人口も増えない段階において店舗の扱い、要するに、採算の合わないような店舗が出てきているのではないかと思うんですけれども、その維持ないしはそれを廃止するようなことに関して、どういうスタンスに立ってどういうことが行われているのか、これは個別の銀行によって相当違うかと思うんですけれども、もし分かれば一般論で、例えばこういう格好で廃止している、撤退していますということがあれば、御説明いただければと思っております。

○西室委員長

あえて一般論で結構です。

○中村一般委員長

一般論というか、個別銀行という意味でよろしゅうございますか。

私どもは、コストと収益で、基本的に独立採算で店舗管理をしておりますので、定期的に、私どもであれば半年に1回、その店舗ごとに対しての採算、コストの最終帳尻というのを見ていまして経営の方に上げて、この店を今後どうするのかという対策を講じるというPDCAサイクルを絶えず回しているということです。それに対して、この店は個別に人が多過ぎるのか、あるいは営業力が弱いのかという形でのサイクルを回しているということです。

名古屋銀行のケースで申し上げますと、今、私どもは111か店ございますけれども、約10年何がし前は120か店ほどございまして、やはり店舗採算の観点からスクラップ・アンド・ビルドをして、10店舗ほど閉鎖をしたという経緯があります。ある意味では、それが私ども民間金融機関の生きる術だろうと思っております。

○大久保一般委員長

私の方から、主に個別行のことでお答えさせていただきますと、まず前提として、民間金融機関は全国各地に店舗、ATMネットワークをかなり配置しておりますので、ほぼ全ての地域で預金、為替といった基本的なサービスは提供できていると思います。特にICTの進歩はかなりのスピードで進んでおりますので、ATMでできる業務というものはかなり進んできております。そういう意味では、以前とは違っていると思います。

廃店につきましては、私どもは有人店舗で大体170ぐらいございまして、御指摘のとおり採算・不採算というのは、当然ながらチェックをしております。その中で、不採算だからすぐにその店舗をなくすということはしておりません。それは、金融環境によって採算も変わってきますので、今、金利の上下動が非常に低いものですから、変な話として預金店舗は採算が悪くなるということでございますので、それだけでは見ておりません。預金をお預けいただけるお客様なのか、あるいはお貸出中心の店舗かということもございまして、総合的な観点で見えておりますので、単に収益だけで見ているということではございませ

ん。

ただ、地域によって、千葉県の場合は人口が非常に増えている地域もあれば、減っている地域もあるということをございまして、主に減っている地域で店舗を減らすというときにどうするかということをございまして、基本的に不採算でちょっと厳しいなということであれば、店舗を閉鎖するという事も視野に入れて検討します。その場合は、ただ単純に店舗を閉めるということではなくて、必ずと言っていいと思いますが、跡地には ATM を残すような形にしております。

併せて、地域の方の御要望で、ATM だけだったら老人が困るから人を残せと言われれば、ある一定期間、例えば半年とかは案内係みたいな人を置いて、こうやって使うんですということをご説明させた上で、1年ぐらいたったケースもございしますが、そういうことを配慮してやっているつもりでございまして。

併せて、廃店のときには、主要なお客様には全て回しまして、こういうことで廃店させていただきますということで、御理解を得るような努力もしております。直近、検討しているところもありますけれども、そういった店舗につきましては、店舗を廃止するときにお客様に非常に御迷惑をおかけするのは、店の番号が変わったり店の名前が変わったりということがございまして、そういうことがないようにするために、例えば最寄りがあれば、最寄りに店舗内店舗という形で、一つの建物の中で二つの店番と店名を使うような形にして、利用されるお客様にとっては、有人の店舗はなくなるけれども ATM はある。1駅行っていたらあれば有人の店舗で、今までと同じようにサービスを提供できるということもして、私どもの銀行は、地域のお客様に御迷惑をお掛けしないような形でやらせていただいております。

多分、私どもだけではなくて、幾つかの銀行もそういうお取り組みをしていると思いますので、そういった形で相当程度配慮しているつもりでございまして。

○西室委員長

どうぞ。

○飯嶋協会運営会議行室長（全国地方銀行協会）

若干、補足をさせていただきます。多くの地域金融機関につきましては、今の収益採算性に併せました一つの観点として、公共性というところで、地方銀行であればほとんどの県、市町村の指定を受けておりますので、行政との関係の中で採算だけで動くということではなくて、私どもと同じような環境になっていきます地域金融機関につきましては、店舗経営の判断材料としては公共性という観点も大きく入っているのではないかと考えております。

○中村一般委員長

特に私どもみたいな、いわゆる地域銀行のスタンスは、そこの支店をなくし

ではやっていけないという理解で、同じスタンスだと思います。

○米澤委員長代理

一言。良く分かりました。全くの民間金融機関でも、公共性も考慮していただいているのは日本の企業だなということで改めて感心しましたが、翻ってゆうちょ銀行とかかんぽ生命保険も、もっと公共性を発揮していかなければいけないということなので、そういう点から考慮すると、規模を縮小するのは難しいのかなというのが頭の根っこにあることを申し上げたかったわけでございます。以上です。

○西室委員長

三村さん、どうぞ。

○三村委員

経営規模ということですが、全国地方銀行協会の2枚目の二つ目のポイントなんですけれども、株式上場に向けて「投資の対象として評価されるためには日本郵政グループとしての成長可能性を示すことが不可欠」との考え方は、企業価値向上の名の下に安易な規模拡大につながるおそれがあるというふうに指摘していらっしゃいます。

ただ、企業価値向上とか株式上場となってきましたと、単純な規模を拡大して採算が悪いとか、基本的にはそういった企業は評価されないだろうと私は考えているんですけれども、この「名の下に安易な規模拡大に」という論理はどういうお考えなのでしょう。例えばこれまでの経営のあり方を見てお考えになったのかもしれないですけれども、この点について、どういうお考えの中でこれを御指摘されたかということをお教えいただければと思います。

○大久保一般委員長

こちらは資料に書いてありますとおり、まずそもそもの規模が明らかに違うんです。見ていただければ分かりますとおり、地方銀行協会で大体平均3兆円の規模がゆうちょ銀行は175兆。それぞれ各県では一番競合しているところでございまして、そこが企業価値を向上させることを前提にされるのか、あるいは公正な競争条件、適正な競争条件を確保していただけるのか、このどちらがあれかということで、公正な競争条件確保を前提に置かないまま、ただ単に企業価値を向上させる、そのためにはどうすることがいいのか、そのためには、今の規模の維持が必要でしょうという論理で展開されると困るということでございまして、バランスをとっていただくためには、まずは規模縮小をしていただくことが必要なのではないかということが、私どもの基本的な考え方でございます。

○西室委員長

よろしいですか。

○老川委員

もう1点だけ。4ページの「③地域との共存について」で、前の所見の「地域金融機関との協業が大事である」という部分が削られてしまっているではないかという御指摘をされて、ここを特に強調されているんですが、ということはゆうちょ銀行、いわゆる郵政の金融二社が、地域金融機関と協業する余地はもっとたくさんあるのではないかと、地銀なり第二地銀も一緒に協業をやっていきましょう、こういう余地があるということを示唆されているのでしょうか。

○大久保一般委員長

こちらは、色々なことが考えられるんだろうとっております。ただ、個別に一つ一つの事業が協業できるかどうか、事業として一緒にやっていくかどうかということは、個別に判断していくことだとは思いますが。ただ、地域の活性化とか地域経済の発展に向けてどんなことができるかを一緒に考えるということは、可能かとは思いますが。では、個別に何かできるかとか、そののところにについては慎重に検討していく必要があるんだろうというふうには思っております。ただ、そういう考え方で地域について考えていただかないで、ただ単に郵政グループのことだけで走るのはちょっとやめていただきたいという趣旨でございます。

○中村一般委員長

補足みたいな形になってよろしいですか。

私どもの資料でも、各県のゆうちょ銀行の残高と第二地銀の残高というのはデータとして載せさせていただいているんですけども、例えば愛知県ですと、ゆうちょ銀行は10兆超あります。愛知県の中では、私ども第二地銀は3行あって7兆ぐらいなんですけれども、私どもが3兆ぐらい。10兆あるゆうちょ銀行が、消費者のニーズに合うだろうということで新しい業務をどんどんやってこられることに対して、そこで一生懸命に生きている中小金融機関としては、そのスケールメリットは通常の競争の中でカバーできないところがあることは、ぜひ理解をしていただきたいと思います。

○西室委員長

最後に一つ、第二地銀の方の資料の4ページのところで、ゆうちょ銀行と第二地銀の比較が棒グラフでございます。この中で、第二地銀が非常に頑張っている県は、左の方からいくと高知県と、あえて言えば愛媛県、北海道、愛知県ということでございます。これはどういうことが原因でそうなっているのか、何か分析はございますでしょうか。例えば愛知県の話で結構です。

○中村一般委員長

愛知県は、今、お話しましたように、ゆうちょ銀行は10兆です。第二地銀が7兆ぐらいなんですけれども、愛知県は名古屋銀行と愛知銀行と中京銀行と第

二地銀が三つございます。対して、いわゆるほかの各銀行にございますような、全国地方銀行協会に加盟している地方銀行がございません。御存じのように、昔、東海銀行がございまして、東海銀行が地銀の役目をやられて、結果、都銀ということで、それを補完する形で第二地銀が3行あるということですので、ほかの県に比べては、データの的に第二地銀のシェアが高いという歴史の問題がございます。

○西室委員長

分かりました。

本日は、お忙しいところ御協力いただきまして、大変ありがとうございました。まだ私どもは審議を始めたわけではないので、これから先も実態その他について、色々教えていただくことが増えると思いますので、その節はまたよろしく願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

(説明者交代)

○西室委員長

それでは、公益社団法人全国消費生活相談員協会の方、意見陳述をよろしくお願いいたします。

○菅参与

まずは、郵政事業に対して、私ども利用者、一般消費者からの声を聞いてくださるということでお招きいただきまして、本当にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

私ども協会は、全国に消費生活相談員という相談を受ける専門の方々がおりまして、主に地方公共団体の窓口にあります。そこで、相談員をやっている方々の任意の団体から社団法人になって、今回4月に公益法人化されました。そういう者が2,200人ぐらいおりまして、方々の苦情を皆様から受けておるところです。

今回、郵政民営化委員会に関して、意見をヒアリングしたいということでお招きいただきましたので、私どもは相談現場からということだけに絞りまして、御意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、私どもは、民間の金融機関が続々と不便なところから撤退されてしまうということで、そこをどこの機関がカバーしてくださるのかというと、従来からの郵便局を中心とした事業をしてくださるところが、やはり根強いかなと思っております。民営化に全く反対というわけではありませんけれども、そのところを重視した上での民営化というのを多く望んでおります。

と申しますのは、私たちは相談を受けていまして、今回の東日本大震災のときも被災地のほとんどは地方です。郵便局も2キロぐらいあるというところと、そこには銀行がないというところがほとんどですので、そういうところでタン

ス預金をして、それが全部津波に流されてしまいまして、結局は何の補償も得られない、そういうことがたくさんあります。やはり地方は高齢化社会ですので、おばあさんたちが都度都度街まで公共交通機関を利用して出掛けて行って、お金を下ろしてくるのは大変だということで、どうしても1か月に1回ぐらい、お医者さんに行ったついでにごっそり下ってきてということ、私どもが相談を受けている上でもお聞きしております。

というのは、地方に行くとき悪質な業者とかに入り込まれても、現金で30万とか50万とかをぽんと払ってしまう。私たちが事情を聞いているうちに、どうしてそんなにお金をお家に置いているの。払わなければ、やはりやめたという引き返しができるんですけども、そういうことが多々あります。やはり不便さというところと、身近なところに金融機関がないということで多額の現金もぽんと出してしまう、そういうところを手厚く保護していかなければいけないのかなと感じております。

というのは、一種のユニバーサルサービスの一つではないかと考えております。東京都内とか関東近県、関西近県であれば、一歩出るといろいろな金融機関がありますので、その考え方というのは、こういう地方にとっては当てはまらないのではないかと。そういうことで、保険機能、貯金機能を確保していただけるように期待しております。

それから、⑤のところ、今、内部監査とかコンプライアンスは色々な面で叫ばされておりますけれども、確かに私どもの相談では、定期が満期になって、もう一回定期ということをやろうとしていたときに、保険もかんぽも、幾ら幾らになって有利ですよという説明をされてしまうと、やはりプロの方が説明するためにそのまま聞き入れてしまっただけで、情報もないし比べることもできない。そういう現状にある高齢者は、そういう保険の方に入ってしまった。

満期になったら、そこには当然利回りのこともあるんですけども、お年寄りには説明されたとおりに、1.5倍になるとすれば、それを望んで契約したのに当初の見積もりの半額にしかならない、そういう苦情は少なからずあります。そこには、やはり説明不足というんですか、利用者にとって分かりやすい説明が必要ではなかったのかなということで、やはり信頼性を確保していくためにも、きちんと分かる説明をしてやってほしい。これは、今後民営化であろうとも何であろうとも欠かすことはできないと思います。

国民生活センターが品川にありますけれども、私たちはそういう苦情をそこで集約していて、毎年88万件あります。その中でも、2000年以降はITが進んだために、そこに付け入った情報トラブルというんですか、インターネット、携帯端末、そういうものを含んだものが多いんですけども、その次に多いのが金融とか保険に関するものなんです。そこら辺から考えると、やはり説明と

違うということで、契約書なんかは非常にきれいに整っているんですけども、実態にそぐった説明をしていただけていない、また、理解できないということから、金融、保険というものに関する分野の相談が増えております。

ということで、私たちに相談いただく方々は色々な年齢層がおりますけれども、主に高齢者で相談する相手もいない、そういうところからの相談が一番多いので、今、保険業法も適合性の原則とか、そういうことで出てきましたので、そういうものも顔なじみの郵便局員であればこそ省略せずに、親身になって説明していただければなと思います。消費者基本法というところで、事業者はこれこれをしてくださいという努力規定がありますので、そういうところをコンプライアンスと利用者保護という点から、併せていただければなと考えております。

雑ばくでございますけれども、以上でございます。

○西室委員長

どうもありがとうございました。

委員の皆様の方から何かございましたら。清原さん、どうぞ。

○清原委員

ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

消費者相談につきましては、三鷹市でも私が市長になりました10年前、かなり相談件数が増えまして、今、3名の消費者相談員の方に交代をお願いしております。最近はおかげさまで以前に比べますと相談件数が減ってはきています。住民の皆様寄り添って相談をしていただいておりますことを、まず感謝を申し上げたいと思います。

2点、確認の質問をさせていただきます。

1点は、全国の消費生活相談員の皆様の協会としては、やはり身近な金融、保険の機関として郵政グループのユニバーサルサービスが法で定められたことについては、基本的には歓迎をしてくださっているという認識でよろしいか、それが1点目です。

2点目なのですが、確かに最近、消費生活相談でも振り込め詐欺が増えていきます。悪質商法と並ぶものだと思うんですけども、三鷹を含む都市部では郵便局員が、本当にそれを払い込んでいいんですかということを確認して、未然に防げたというケースも報告されているんです。御相談の中で地域差ということでしょうか、同じ郵便局でもこうした悪質商法や振り込め詐欺を、相対的に予防できた郵便局がある地域とそうでない地域、全国的な御相談の内容から地域差というものを把握されているかどうか。つまり、コンプライアンスの取り組みの中でも、地域できめ細かい対応が必要かと思ひまして、そのコンプライアンスにおける地域差の問題。

併せて、消費者トラブルに対応する窓口が分かりにくいというお声があるということなのですが、現在皆様の団体では、こういうトラブルについては主として郵政グループのどこに相談をされ、解決を図ってこられたか、コンプライアンスの観点からお聞かせいただければと思います。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅参与

私が現場で感じていたのは、豊田商事の事件がありまして、今は知っている相談員が少なくなりましたが、あの当時は本局に委任状を持っていくと、セールスマンが下せたんです。お年寄りに名前を書かせて、ハンコをついた紙だけを持っていくと多額のお金が出たという時代でした。私どもも郵便局に対して、これは本人に確認するとか、何とかならないですかとしましたら、あの当時はこういう状況で、委任状があれば拒むこともできない。確かに同じセールスマンの顔の方々がいつも来る、そこは薄々分かっていると言えないということ、窓口と郵便局で何とかしたいということもありました。

一方では、先生がおっしゃっているように、ある特定の郵便局では、お客さんがレターパックに入れてお金を振り込むときに、担当者の勤のようなもの、局全体よりもその担当者がそういう情報を得ていると、これは消費者センターに行って相談してからまた来てねと、その郵便局では本当に何回もそういうことがあって、未然に防ぐことができたんです。

やはりそのところは、組織が大きくなるとどうしても消費者という観点から離れる。それで私どもは、そういう社員に対しての啓発、こういう問題がありますよということで、出前講座とかをやっている場合もあります。今のところ、郵便局の方からはオファーがなくて行っていないところですが、確かに差があります。

全部の郵便局が悪いわけではなくて、私も先日、振り込め詐欺の高額性とかでネットを見ていたら、奈良県の天理市で4,285万円を1人の高齢者の方が振り込んでしまった。それはどうやってかということ、50万円限度の現金書留を89袋出している。最後、郵便局員が大丈夫ですかということで声を掛けてくれて、そのときまでの4,000幾らは全部。50万しか入らない、それで80何袋をある高齢者の女性の方が送るとすれば、事業者は別として、地域であればわかるのではないかと。そこには、悪質な業者が監視の緩いところを狙う。今、銀行が非常に厳しいんです。銀行に行くとフロアマンがいるので、いろいろ寄ってきて、高齢者にはお話をしてくださって、それで窓口で止まるということもたくさんあるんです。

もう一つは、口座が狙われるということも最初は銀行だったんです。大きな都銀で、架空であったり騙して作らせたり、そういうことがありました。それで

銀行の方が封鎖されてしまうと郵便局で。私どもも、郵便局の方に郵便局の口座は止まらないと聞いて、ストップさせることができないということです。そこら辺が悪質業者の知恵の出所であって、ゆうパックでお金を送らせたり、そういうものが大きいものですから犯罪の加担、助長みたいなことになってしまうのも、一人ひとりがある程度そういうお客さんの業務についていけば、色々な銀行が表彰されたりとかもありますので、そういうことで情報を仕入れていただければ防げるかなと思って、そこには期待したいと思います。

○清原委員

ありがとうございました。

一つには、ユニバーサルサービスのことについては一定のご評価をいただいているということ、二つ目には、利用者の皆様が犯罪の被害者にならないように、より一層郵政グループの方で消費者の立場に立った対応を、窓口を含めてできるようにという御提案だったと思います。

どうもありがとうございました。

○西室委員長

他の委員の方、何かございますか。

大変具体的な御説明を頂戴いたしまして、ありがとうございました。ユニバーサルサービスはやはり必要だというサポートを頂戴いたしました。

○菅参与

広い津々浦々の日本ですので、よろしくお願いします。

○西室委員長

本日の内容につきましては、今後の調査審議の参考にさせていただきます。また何か教えていただくことがございましたら、ひとつよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

○菅参与

どうもありがとうございました。

(菅参与退出)

○西室委員長

それでは、本日の審議、議題はこれで終了でございます。委員の皆様、何かございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、事務局から何か。

○南事務局次長

お疲れ様でございました。次回の委員会は、御案内させていただいたとおり、明日8月30日木曜日午後1時半から、こちらで再開をさせていただきたいと思っております。連日のヒアリングで大変恐縮でございますが、今日は6団体でござい

ましたけれども、明日は9団体、全て入れ替わりでございますので、所要時間は3時間弱ぐらいかかるかもしれないと考えております。大変御足労をおかけしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○西室委員長

それでは、以上をもちまして民営化委員会を閉会させていただきたいと思えます。本日の模様につきましては、このすぐ後に記者会見をやらせていただきます。

本日は、ありがとうございました。